平成２４年（フ）第３４２号
岩手県釜石市唐丹町字大曽根57番地24
債務者　三浦キエ子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０６２号
愛知県長久手市根の神211番地　ヴィラグリーン３－Ｃ
債務者　橋本由季恵
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５９号
北九州市小倉北区三郎丸２丁目６番12―202号
債務者　安藤冨美子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１６号
埼玉県熊谷市本石２丁目72番地
債務者　青木　三郎
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５１７５号
東京都江戸川区東葛西８丁目30―10―110
債務者　脇戸　節子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１７７号
東京都大田区大森南２丁目５―18―401
債務者　舘野　元一
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１７８号
東京都大田区仲六郷２丁目36―２―101
債務者　小宮　亮二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１９２号
千葉県木更津市真舟３丁目８－９
債務者　天羽　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２５３号
埼玉県川口市大字安行領家1919―１　サトウコーポ203
債務者　芝山　和美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２６２号
東京都品川区荏原２丁目３－４―202
債務者　里　　舞子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２７２号
東京都中野区野方２丁目21―５　ホワイトフラッツ25
債務者　神野　睦弘
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３１０号
東京都港区白金台３丁目16―28―107
債務者　西潟久美子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３４９号
東京都練馬区貫井２丁目32―３　つるみ荘
債務者　上原　正男
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３５０号
東京都練馬区小竹町１丁目26―16　プラザ・ドゥ・コサージＢ―103
債務者　今野　景太
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３５４号
東京都練馬区南大泉３丁目24―９　グランシャトウＡ203
債務者　上林　涼子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部